

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市西神楽農業構造改善センター	所在地	旭川市西神楽南2条3丁目249番地の2
設置目的	農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資する。		
規模	・敷地面積:3,791.62㎡ 延床面積:1,486.88㎡(うち農業構造改善センター分1,243.02㎡) ・構造:鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 ・室名:研修室(和室・洋室), ホール, 講堂(令和3年3月8日に西神楽公民館に所管換) 調理実習室	設置年月日	平成2年10月10日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	西神楽センター運営委員会	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理業務の内容	(1) センターの使用承認等に関すること。 (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R2 22,813 千円 R3 22,558 千円 R4 20,450 千円 R5 20,349 千円 R6 21,588 千円

3 総合評価

施設所管部の評価 (1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 ①経費の節減:R5年度に電力会社との契約内容を見直すなど、常日頃から経費の節減に関心を置いている。 ②サービス水準の維持・向上:様々な事業を企画し、大幅に参加者増を実現している。高齢化・少数化している。サークルでの入力が徐々にできており、あるサークルでは若返りとメンバーの大幅増加を実現した。今後はサークルの内容や人数増加にヒント・助言を与えていく形で更なる地域活性化に努めていく方針である。 【課題】 利用者の年齢層の拡大に伴いホームページ等の充実、ホームページからの施設利用や事業参加の申請ができるよう求められるようになった。
	今後の管理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 直営 理由 ①直営とするよりも指定管理者制度を継続する方が、経費面で有利であると考えられる。 ②利用者サービスの向上が図られている。 ③直営による場合、次のような課題が生じる。 ・市が直接雇用する職員の場合、柔軟な勤務シフトが組みにくく効率的な人員の配置が難しい。 ・人員を補充する場合には、現在、指定管理者が行っている他の自社管理施設からの異動や要員による臨時補充のようなスムーズな対応は難しい。 したがって、上記の現状及び直営としたときに生じる課題を検討した結果、今後も引き続き指定管理者制度を継続することが適当と判断する。
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募
	非公募の場合、その理由	
	今後の改善点	
・指定管理者に利用者増によるインセンティブを働かせるため、利用料金制度の導入を検討する。 ・施設利用者の利便性や利用率の向上を図るため、施設予約システムの導入を検討する。 ・独自のホームページの製作や周知活動の徹底により、新規利用者の拡大を図る。		
制度所管部等の評価 (2次評価)	仕様書に基づき適正に管理運営がなされているとともに、地域住民の福祉に寄与する事業を積極的に行っており、地域活動の活性化に寄与している。また複合施設として、相互の資源を活用した効率的な管理運営がなされており、指定管理者制度導入のメリットが認められる。 現指定管理者である西神楽センター運営委員会については、地域住民を中心として構成されている団体として施設管理を担い、地域に根ざした取組を積極的に行っており、当該団体が指定管理を行うことが妥当である。引き続き、経費節減に努めながら効率的な経営を行うとともに、更なる利用者の増加に取り組み、地域の活性化に寄与する管理運営を目指すことが望まれる。 ただし、今後、担い手不足が懸念される中、当該団体が継続して受け皿になり得るかは不透明なことから、公募についても視野に入れて選定を進めること。	